

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

区民部 課税課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 13 号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書を国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 15 日 4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]	1 審査経過 令和 5 年 6 月 14 日 令和 5 年 10 月 10 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 本制度については、令和 5 年 10 月より開始されたが、国において円滑な実施に向け、事業者の不安解消、及び負担軽減のための様々な支援策を講じている。 また、税制に関しては、国会審議を経て、税制改正による法令に基づき適用されるものと認識しており、消費税収は、社会保障費の重要な財源と位置付けられていることから、区としては、引き続き、税務署等関係機関と連携して制度の周知に努めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

地域振興部 地域振興課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 43 号 施設使用料値下げに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 施設使用料は、区民から徴収した税金でコストを賄い、施設使用料を値下げするよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 30 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 5 年 6 月 14 日 令和 5 年 10 月 10 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 各施設の使用料については、令和 2 年 10 月 1 日より使用料等を引き上げることとし、令和 2 年第 1 回区議会定例会の各所管委員会において、引上げに必要な条例の改正が可決された。 その後、新型コロナウイルス感染症の影響による様々な制約や利用者の負担を勘案し、特例的措置により令和 7 年 3 月 31 日までの利用分について改定前料金への据置き対応を行ったところである。 サービスを利用される方とされない方の負担の公平性の観点から、いわゆる受益者負担の原則に基づき検証し、改定を行ったものである。また、使用料については、全庁的な見直し原則として 4 年に 1 度実施している。今後、検討会の中で分析・協議していく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

区民部 区民課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 46 号 区民館増設に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区の全ての地域に区民館を造るよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 30 日 4 請願・陳情者住所氏名	1 審査経過 令和 5 年 6 月 14 日 令和 5 年 10 月 10 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 区内には 6 館の区民館があり、区民に利用されている。区民館以外に各地域にある文化センターやスポーツセンターの研修室や多目的室、地区集会所など区民に利用可能な様々な施設があり、現時点で新たに区民館を建設・設置する予定はない。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 環境保全課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 63 号 羽田新ルートに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、(1)は国及び都に、(2)は区に、(3)は国に働きかけてください。 (1) 羽田新ルートの運用を中止し、元の海上ルートに戻すこと (2) 騒音影響のアンケート調査を実施すること (3) 都心上空のルート設定に関して 国と千葉県との騒音負担軽減協定について説明すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 6 月 20 日 4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]	1 審査経過 令和 5 年 10 月 10 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 (1) 区として、従来ルートに戻す働きかけは考えていない。 (2) 区独自に騒音影響のアンケートを実施する考えはない。 (3) 国に対して、千葉県との協定について説明を求める考えはない。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

地域振興部 地域振興課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 64 号 江東区の施設使用料値上げの実施延期を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 施設使用料の値上げを中止し、値上げ前の水準に戻すよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 6 月 20 日 4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]	1 審査経過 令和 5年10月10日 令和 5年12月12日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 各施設の使用料については、令和 2 年 10 月 1 日より使用料等を引き上げることとし、令和 2 年第 1 回区議会定例会の各所管委員会において、引上げに必要な条例の改正が可決された。 その後、新型コロナウイルス感染症の影響による様々な制約や利用者の負担を勘案し、特例的措置により令和 7 年 3 月 31 日までの利用分について改定前料金への据置き対応を行ったところである。 サービスを利用される方とされない方の負担の公平性の観点から、いわゆる受益者負担の原則に基づき検証し、改定を行ったものである。また、使用料については、全庁的な見直し原則として 4 年に 1 度実施している。今後、検討会の中で分析・協議していく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

地域振興部 地域振興課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 66 号 江東区の施設使用料に関する条例の改正（使用料値下げ）を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 条例を改正し 2020 年以前の料金に戻すことで、利用料負担を重くしないよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 6 月 21 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 5 年 10 月 10 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 各施設の使用料については、令和 2 年 10 月 1 日より使用料等を引き上げることとし、令和 2 年第 1 回区議会定例会の各所管委員会において、引上げに必要な条例の改正が可決された。 その後、新型コロナウイルス感染症の影響による様々な制約や利用者の負担を勘案し、特例的措置により令和 7 年 3 月 31 日までの利用分について改定前料金への据置き対応を行ったところである。 サービスを利用される方とされない方の負担の公平性の観点から、いわゆる受益者負担の原則に基づき検証し、改定を行ったものである。また、使用料については、全庁的な見直し原則として 4 年に 1 度実施している。今後、検討会の中で分析・協議していく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 環境保全課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 87 号 分煙環境の整備促進に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区たばこに関する基本方針に定められた受動喫煙防止のさらなる推進と、喫煙者がルールやマナーを守って喫煙できる分煙環境整備のため、下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 公共喫煙場所の増設または維持、改善を積極的に進めること (2) 民間事業者に対する公共喫煙場所整備のための助成制度を創設すること (3) 喫煙所の新規創出や、既存喫煙所が都受動喫煙防止条例に定める配慮義務や技術的基準を満たす喫煙所となるよう改善と指導を実施し、また、整備には地方たばこ税の一部を活用すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 12 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 5 年 10 月 10 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 (1) (2) 今後、庁内の既存の検討組織を活用して、閉鎖型喫煙所の整備方針や、罰則などの条例上の規制のあり方など、分煙環境の整備に向けて全庁的に検討していく。 (3) 地方たばこ税については、普通税であるため使途が特定されていないが、喫煙場所の整備の際には、適正に活用されるものと認識している。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 環境保全課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 88 号 喫煙環境整備に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 公共喫煙場所の新規設置と既存の喫煙場所を維持すること (2) 地方たばこ税を活用して喫煙場所の新規設置や整備をすること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 12 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 5 年 10 月 10 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 (1) 今後、庁内の既存の検討組織を活用して、閉鎖型喫煙所の整備方針や、罰則などの条例上の規制のあり方など、分煙環境の整備に向けて全庁的に検討していく。 (2) 地方たばこ税については、普通税であるため用途が特定されていないが、喫煙場所の整備の際には、適正に活用されるものと認識している。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

区民部 課税課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 99 号 消費税インボイス制度の中止・廃止に関する日本国政府への意見書の提出を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 消費税インボイス制度の中止・廃止を求める意見書を国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 10 月 4 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 本制度については、令和 5 年 10 月より開始されたが、国において円滑な実施に向け、事業者の不安解消、及び負担軽減のための様々な支援策を講じている。 また、税制に関しては、国会審議を経て、税制改正による法令に基づき適用されるものと認識しており、消費税収は、社会保障費の重要な財源と位置付けられていることから、区としては、引き続き、税務署等関係機関と連携して制度の周知に努めていく。	

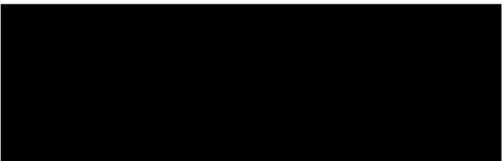
継続審査中の請願・陳情について(区民環境委員会)

地域振興部 経済課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 105 号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 幅広い世代の消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を国会及び政府に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 10 月 18 日 4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]	1 審査経過 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 特定商取引法は、訪問販売や通信販売などの取引の公正化及び消費者の損害防止を図るため、消費者がトラブルを生じやすい特定の取引などに規定を設けている。 陳情者は、当該法律の抜本的改正に関し、次の 3 点を内容とする意見書の提出を求めている。 (1) 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とし、事業者の登録制度を導入すること。 (2) SNS 等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等に対し、行政規制、クーリングオフ等を認めること、また、権利侵害された者が、SNS 事業者に対し、相手方事業者などを特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。 (3) 連鎖販売取引について、国による登録、確認などの開業規制の導入及び規制を強化すること。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

区民部 課税課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 113 号 ふるさと納税制度の廃止に関する日本国政府への意見書の提出を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 ふるさと納税制度の廃止を求める意見書を国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 11 月 20 日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和 5年12月12日 令和 6年 3月 7日 2 審査概要 現在のふるさと納税制度は、住民税の移転により受益と負担という地方税の原則を歪めるものであり、また、行き過ぎた返礼品競争などにより、本区の財政運営にも大きな影響を及ぼしていることから、看過できない状況となっている。 こうした状況に対し、特別区長会として、毎年国に対し同制度の廃止を含めた抜本的な見直しを求める要望書を提出している。 現時点において、区として単独で国に意見書を提出する考えはないが、引き続き、他区と連携し、国に廃止を含めた抜本的見直しを求めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 環境保全課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 117 号 受動喫煙被害防止のための罰則付き 江東区内全域路上喫煙禁止条例の制 定に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。 (1) 受動喫煙被害防止のため、江東 区内全域の公道や公開敷地、広場等 の公共空間を全面禁煙にする罰則付 の条例を制定すること (2) ルール違反の喫煙行為の取締り を厳格・厳正に行うこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 12 月 19 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 6 年 3 月 7 日 2 審査概要 (1) 区内全域で喫煙行為を禁止し、罰則を設けることは、一定の効果が見 込める一方、喫煙環境の整備や罰則の実効性などの課題があるため、今 後、全庁的に検討していく。 (2) 喫煙行為は、そのこと自体に法的規制がなく、受動喫煙防止への配慮 は努力義務となっていることから、警察による取締りが可能な刑事罰に ついては慎重に検討する必要がある。そのため、警察との連携について は限定的であり、取締りの厳格・厳正化は難しいものと考えている。	